

## 平成 23 年度 第 2 回長野市総合計画審議会 会議録

日時：平成 23 年 5 月 31 日(金) 13 時 30 分～16 時 50 分

会場：長野市役所 第二庁舎 10 階 講堂

### 1 開会

(事務局)

定刻になりましたので、これから平成 23 年度第 2 回長野市総合計画審議会を開会いたします。私は、企画課長補佐の望月と申します。よろしくお願いいたします。本日の会議ですが、本市の指針として、公開で開催することとしておりますので、ご了承いただきたいと思ひます。

ここで、資料の確認をお願いしたいと思います。本日の資料は、事前にお送りしました資料として、次の 3 点がござひます。

平成 23 年度 第 2 回長野市総合計画審議会 会議次第、平成 23 年度 第 2 回長野市総合計画審議会 資料集、別冊資料の第四次長野市総合計画 後期基本計画大綱 施策の目標と主な取組(案)でござひます。また、本日、席上に平成 23 年度第 3 回総合計画審議会の開催についての通知、資料を綴るためのファイルを配布させていただきました。なお、第四次長野市総合計画(冊子)をお持ちいただくようお願いしてひます。不足の資料等がありましたら、お近くの事務局職員にお申し付けください。

また、本日は小山委員、三浦委員、松岡委員からご欠席のご連絡をいただひておりますので、ご報告いたします。

それでは、会議次第に沿ひ、進行いたします。はじめに、総合計画審議会 藤沢謙一郎会長からご挨拶をいただひたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

### 2 会長あいさつ

(藤沢会長)

皆様方には、ご多忙の中をお集まりいただき、ありがとうございます。

前回(4月 15 日)の会議では、「後期基本計画の目標」と行政経営分野の「施策の目標と主な取組」について、協議いただきました。

本日は、各分野の「施策の目標と主な取組」につきまして、各作業部会長さんからご説明いただき、審議の上、決定したいと考えております。

また、前回の会議で継続審議といたしました「後期基本計画の目標」については、都市内分権の説明を受けた上で、再度、ご協議いただひたいと思ひます。

委員の皆様におかれましては、それぞれお忙しい立場にある中、今後も後期基本計画案の策定作業を、進めていくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

### 3 議事

(事務局)

それでは、審議に移らせていただきますが、議長につきましては、長野市総合計画審議会条例第6条の規定により、藤沢会長にお願ひいたします。なお、審議の時間でございますが、事務局としましては15時30分をめぐりにお願ひしたいと思ひますので、ご協力をお願ひいたします。また、議事において、委員の皆様が発言される場合は、お手数ですが、挙手していただき、議長の指名でお手元にマイクをお持ちしますので、お名前をおっしゃってから、お座りになったまま発言することをお願ひしたいと思ひます。それでは、議事の進行をお願ひいたします。

(藤沢会長)

それでは、本日の議事に入ります。

はじめに、(1)の「都市内分権について」を議事とします。

事務局から説明してください。

(篠原地域振興部長)

前回の審議会において、事務局から「後期基本計画の目標」について提案したところ、「都市内分権の内容を理解してからでないと、目標が適当であるかどうかの判断が難しい」とご意見をいただきましたので、「長野市が進めている都市内分権について」説明します。

#### － 資料集 資料1 1から13ページを説明 －

(藤沢会長)

ただいま、篠原地域振興部長から、長野市が進める、都市内分権について説明がありました。

都市内分権については、長野市政運営における重要な考え方であります。

本日の議事の(2)、(3)に関わる内容でもありますので、ここでは、「都市内分権について」、委員の皆さんの理解を深めておきたいと思ひますので、疑問に思ふことなどがあれば、ご質問をお願ひしたいと思ひます。

(井出委員)

井出と申します。

都市内分権と地方分権で同じ「分権」という言葉を使用していますが、「分権」の意味を教えてくださいたいと思います。

(篠原地域振興部長)

団体自治を担うのが長野市の役割とすれば、地域自治を担うのが住民の役割です。地域自治を住民自治という言葉に置き換え、長野市では使用しているものですが、都市内分権を進めるために、市が従来から地域へお願いをしてきた事務を見直し、必須事務と選択事務とに分け、地域住民が地域の事情に即して事務を選択できる方法に変えました。

都市内分権でいう「分権」は、こうした事務の実施の有無にかかる選択の権利や権限を市から住民に渡すという意味です。

(石澤委員)

石澤です。

スライド7を見ると、住民自治協議会の役割として、地区の「意見をまとめる」「将来像を描く」「課題に取り組む」とありますが、地区の総合計画という発想になりますか。

(篠原地域振興部長)

それぞれの地区のまちづくり計画と言えます。

(石澤委員)

そういうことを実現するとなれば、一番大きいのは、財政的な問題だと思います。従来とは違う財政的な支援とは、地域やる気支援補助金ということになりますね。

「1地区100万円上限」となると、住民自治協議会で何がやれるのかと疑問に思います。

具体的に言えば、若穂地区で、屋代線を存続したいということで、住民自治協議会で活動したいが、お金が足りない。100万円ではどうしようもないという話を聞きました。

裏付けがなければ、住民自治協議会との協働は難しいと思いますが、いかがでしょうか。

(篠原地域振興部長)

今の、石澤委員さんがおっしゃられたのは、スライド23、24になりますが、まずベースになるのが「地域いきいき運営交付金」です。

今まで、区長会や環境美化など、事業を特定するひも付きの中で交付していたものを、一括交付金としてまとめて交付することとし、総額で2億9千万円、少ないところで350万円、多いところで1千万円を超えるくらいの額を交付しています。用途を限定して目的補助としていたものを、一括交付金化したことで、ある程度地域の裁量で使えるようになりました。これが、一番の住民自治協議会の活動原資になると思います。

今までよりも、限りなく増やしたということではありませんが、支所の職員が担っていた事務を、住民自治協議会の事務局が行うので、その人件費は上乘せして交付していくよう考えています。

「地域やる気支援補助金」については、地域が独自の取組を行うことによって、地域が団結し、地域のやる気を高めることを目的として、予算総額1千万円で住民自治協議会からの事業提案により対象事業を決定するものです。

(石澤委員)

ひも付きをなくすということは、非常に良いことだと思うのですが、ただ地区ごとに見ると、今まで市からもらっていた補助金とあまり変わらないと思います。

「地域やる気支援補助金」の平成23年度の状況を見ると、申請16地区に対して、採択が15地区ということで、どういう基準で落とされるのかが問題になるかと思います。そして、上限が1地区100万円というのは、どうなのかというのが感想です。

現在、見直し中ということですが、地区によっては、支所が住民自治協議会に対して、あまり協力的ではないという声を聞きますので、早急に見直していただきたいと思います。

(藤沢会長)

都市内分権は、去年から始まったばかりなので、石澤委員さんがおっしゃったような課題はたくさんあるような気がしますが、そこは都市内分権課で問題を解決しながら、発展させることが必要だと思います。

ここでは、委員さんの「都市内分権」への理解を深めていただき、都市内分権をどうするかという議論は後ほどお願いしたいと思います。

それでは、「都市内分権について」は、以上のとおりとしたいと思います。

次に、(2)第四次長野市総合計画 後期基本計画 施策の目標と主な取組(案)について、議題とします。

この施策の目標と主な取組(案)については、6分野の作業部会で議論のうえ、とりまとめてきた経過がありますので、各作業部会長にご報告いただくことをお願いしてあります。

資料では、行政経営分野から始まっていますが、はじめに保健・福祉部会の立浪部会長から順に報告をお願いし、行政・経営分野については、最後に事務局から報告することにしたと思います。

なお、質疑等につきましては、すべての説明が終わったあとに一括してお聞きしたいと思いますので、ご了承ください。

それでは、立浪部会長から説明をお願いしたいと思います。

保健福祉分野については、平成22年度 第3回総合計画審議会で、後期基本計画大綱を決定した際に、「基本施策の方針の一部について」、作業部会で再検討することになってい

ましたので、その検討の結果を含め、説明をお願いいたします。

## 一（２）第四次長野市総合計画 後期基本計画 施策の目標と主な取組（案）

### について、各部会長から報告 一

（立浪委員）

施策の目標と主な取組について、保健・福祉部会で検討したその概要を報告します。

資料 19 ページをご覧ください。はじめに、政策 1－1 「安心して子育て・子育てができる環境の整備」のうち、基本施策 111 「子育て・子育て環境の整備」について、説明します。

資料 20 ページをご覧ください。施策 111-01 「子育て・子育て支援の推進」では、施策の目標として、「社会で支える子育て・子育て環境」を掲げました。

これは、世帯構成の変化、就業形態の多様化など子育て環境の変化により、男性の育児参加や、地域社会全体で子育てを支えていくことが求められていることによるものです。

主な取組としては、①と②では、「地域における子育て支援の具体としての幼稚園・保育所の充実や情報提供、相談体制の充実」や「地域全体で子どもを育てる環境づくり」を掲げるとともに、⑤の「「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現」といった取組を掲げました。

次に、資料 21 ページをご覧ください。施策 111-02 「保育の充実」では、施策の目標として「保育所などの保育サービスの充実」などにより、「子どもが健やかに育つことを目指すこと」を掲げました。

これは、保育に対する保護者ニーズの多様化とともに、子どもの幸せやその健全な心身の発達を図るための環境の確保が求められていることによるものです。

主な取組として、①では、子どもの社会性や豊かな人間形成を構築するための、就学前の子どもに関する教育や保育の充実などを掲げました。

資料 22 ページをご覧ください。次に、政策 1－2 「生きがいのある豊かな高齢社会の形成」の基本施策 121 「高齢者福祉サービスの充実」について、説明します。

資料 23 ページをご覧ください。施策 121-01 「地域包括支援体制の整備」では、施策の目標として、「高齢者を地域で支える仕組みづくりや総合相談支援体制の充実などにより、包括的・継続的に支援する環境」を掲げました。

これは、介護が老後の大きな不安要因となっている中、地域で支え合う環境が求められていることによるものです。

主な取組として、①として、高齢者が介護・医療などのサービスを必要な時に適切に利用できるように、地域包括ケア体制の整備を掲げました。

資料 24 ページをご覧ください。施策 121-02 「介護予防の充実」では、施策の目標として、「高齢者が自立して生活できる環境」を掲げました。

これは、高齢者が地域で元気に暮らせるよう、積極的な働きかけが求められているものです。

主な取組として、①として、高齢者のニーズに応じた事業の充実と効率的な介護予防サービスの提供を、③では、健康教室などの介護予防活動への自発的な取組の促進や活動の支援を掲げました。

資料 26 ページをご覧ください。基本施策 122 「高齢者の社会参加の促進」について、説明します。

まず、平成 22 年度第 3 回総合計画審議会において、分かりにくいというご意見をいただきました基本施策の方針の表現について、保健・福祉部会で協議し、ご覧のとおり修正しました。方針の 2 行目、「生きがいに満ちた」としていたものを「生きがいの持てる」に修正したものです。

資料 27 ページをご覧ください。施策 122-01 「社会参加活動の支援」では、施策の目標として、「地域社会で高齢者の経験と知識をいかせる環境を目指すこと」を掲げました。

これは、高齢化の進展に伴い、高齢者が地域や社会で活躍できるよう、世代間交流や社会参加への支援が求められていることによるものです。

主な取組として、①として、社会活動へ的高齢者の参加を促進し、地域における支え合いの環境づくりと自発的な活動への支援、また、②では、公共交通機関の利用の促進を、③では、高齢者の経験・知識や能力をいかした就業機会拡大を支援、などを掲げました。

資料 28 ページをご覧ください。次に、政策 1-3 「自分らしく生きられる社会の形成」の基本施策 131 「障害者（児）福祉の充実」について、説明します。

ここで、障害の「害」の表記について、保健・福祉部会において議論しましたのでご報告します。障害の「害」の表記を平仮名にしている事例を最近見掛けますが、法律名や団体の名称など固有名詞の漢字表記と平仮名表記が混在し、読みづらい文章となることが指摘されています。

また、障害者の団体での議論の中では、「障害（障がい）」という言葉そのものを変えようという意見もあるとお聞きしています。

保健・福祉部会としては、大切なことは制度の充実や人の心の「中身」であり、まだ様々な意見がある中では、従来どおり漢字表記の「障害」を使用することが適当であると確認しましたのでご報告します。

それでは、資料 29 ページをご覧ください。施策 131-01 「障害者理解・社会参加の促進」では、施策の目標として、「障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合う社会を目指すこと」を掲げました。

これは、障害者数が年々増加し、障害の内容や一人ひとりの状況も多様であり、障害のある人となない人との相互理解や全ての人安心して行動できるまちづくりが求められていることによるものです。

主な取組として、①では、「心のバリアフリー」を促進するための広報・啓発活動を、ま

た、③では、バリアフリー、ユニバーサルデザインの理念の普及・啓発の推進などを掲げています。

資料 33 ページをご覧ください。基本施策 132「地域福祉社会の実現」について、説明します。

資料 34 ページをご覧ください。施策 132-01「地域福祉の推進」では、施策の目標として、「地域・事業者など様々な人や組織の連携のもと、認め合い支え合う地域福祉社会を目指すこと」を掲げました。

これは、少子・高齢化の進展などにより、助け合える近隣関係が少なくなる中、地域で支え合う地域福祉社会が求められることによるものです。

主な取組として、①として、地域福祉ワーカーの設置により、地域における福祉活動への住民の参加を促進することを、また、③では、「市民・地域団体など地域福祉活動の担い手による地域の支え合い活動を促進すること」などを掲げました。

資料 35 ページをご覧ください。政策 1-4「安心して暮らせる生涯健康づくりの推進」の基本施策 141「保健衛生の充実」について、説明します。

ここでも、平成 22 年度第 3 回の総合計画審議会において、基本施策の方針の表現について、分かりにくいというご意見をいただきました。保健・福祉部会で協議し、ご覧のとおり「健康づくりを通じて」の語句の位置を変更し、方針の 1 行目、「ライフステージに応じた健康づくりを通じて」と表現を修正したものです。

資料 37 ページをご覧ください。施策 141-02「保健・予防対策の推進」では、施策の目標として、「一人ひとりのライフステージに応じた疾病の予防と健康の増進を目指すこと」を掲げました。

これは、生活習慣に起因した糖尿病・がん・脳血管疾患などが増加していることなどによるものです。

主な取組として、②では、健康診査や各種がん検診などの検診体制と検診内容の充実、③では、生活習慣病の予防と改善、また、④では、感染症の予防とまん延の防止とともに、新感染症発生時に備えた体制を充実することを掲げました。

資料 39 ページをご覧ください。基本施策 142「地域医療体制の充実」について、説明します。

資料 40 ページをご覧ください。施策 142-01「医療提供体制の整備」では、施策の目標として、「信頼される地域医療と救急体制の確立」を掲げました。

これは、医療ニーズの多様化・高度化など医療を取り巻く環境が変化していることによるものです。

主な取組として、①では、関係機関との連携による、救急医療体制の整備・充実、②では、適正かつ安全な医療を確保するための医療機関への相談、指導、確認などを実施するとともに、医療安全支援センターにおける相談体制の整備などを掲げました。

資料 41 ページをご覧ください。政策 1-5「人権を尊ぶ明るい社会の形成」の基本施策

151「人権尊重社会の実現」について、説明します。

資料 42 ページをご覧ください。施策 151-01「人権尊重の推進」では、施策の目標として、「人権同和教育・啓発活動を推進し、差別のない社会を目指すこと」を掲げました。

これは、差別や偏見の解消が重要な課題となっていることによるものです。

主な取組として、②では、あらゆる分野の人権を尊重する意識の向上を図ること、③では人権同和教育の推進などを掲げました。

資料 43 ページをご覧ください。基本施策 152「男女共同参画社会の実現」について、説明します。

資料 44 ページをご覧ください。施策 152-01「男女共同参画の推進」では、施策の目標として、「男女がともに個性と能力を発揮し、家庭・地域活動と職業生活を両立できる社会を目指すこと」を掲げました。

これは、性別による固定的な役割分担意識の解消が求められていることによるものです。

主な取組として、①で、男女共同参画に関する意識啓発、②で、女性に対する暴力の根絶に向けた対策や被害者救済対策の推進などを掲げました。

以上、保健・福祉分野の後期基本計画の施策の目標と主な取組について、ご報告いたしました。

(藤沢会長)

ありがとうございました。次に、環境分野について、環境部会の志村部会長から説明をお願いいたします。

(志村委員)

施策の目標と主な取組について、環境部会で検討した概要を報告します。

資料 45 ページをご覧ください。はじめに、政策 2-1「豊かな自然環境の保全と創造」の基本施策 211「総合的・計画的な環境対策の推進」について、説明します。

資料 46 ページをご覧ください。施策 211-01「市民・事業者・行政の協働による取組の推進」では、施策の目標として、「市民・事業者・行政の協働による環境対策の充実」を掲げました。

これは、環境問題が大きく取り沙汰されることとなった昨今、市民・事業者・行政が一体となった更なる取組の充実が求められていることによるものです。

主な取組として、①では、「ながの環境パートナーシップ会議を通じた協働による環境対策の充実」、②では、「環境保全活動を推進する団体や事業者などの育成及び支援」といった内容を掲げました。

資料 47 ページをご覧ください。次に、基本施策 212「良好な自然環境の確保」について、説明します。

資料 48 ページをご覧ください。施策 212-01「自然環境の保全と生物多様性の確保」では、



施策の目標として、「自然環境の保全と希少動植物の保護による生態系の確保」を掲げました。

これは、本市の豊かな自然を次世代に引き継いでいくため、様々な取組が求められていることによるものです。

主な取組として、①で、「適正な土地利用を誘導」し、②では、「外来種の移入防止及び駆除」を、③及び④では、「地域特有の生態系と希少動植物の保全」を行うとともに、⑤や⑦では、「森林整備や里山保全」に関する取組を進めることなどを掲げました。

資料 49 ページをご覧ください。次に政策 2-2 「資源が循環する環境共生都市の実現」の基本施策 221 「省資源・資源循環の促進」について、説明します。

資料 50 ページをご覧ください。施策 221-01 「エネルギーの適正利用」では、施策の目標として、「省エネルギー、新エネルギーの活用による限りある資源の有効利用」を掲げました。

これは、環境に配慮した生き方が求められている昨今、一人ひとりが環境に負荷を与えない生き方へシフトしていくことが必要とされていることによるものです。

主な取組として、①で、「冷暖房温度設定の適正化、ライトダウンなどによる省エネルギーの取組を促進」するとともに、②や③では、「太陽光発電やペレットストーブ、バイオマスによる新エネルギーの活用促進」などを掲げました。

折りしも、今回の東日本大震災後の中部電力の原発停止の影響により、県内でも夏場の電力供給に対する懸念が生じています。このようなことから、市民一人ひとりが省エネルギーの意義を理解し、実践することが重要であると感じた次第です。

資料 51 ページをご覧ください。施策 221-02 「ごみの発生抑制と再利用・再資源化の促進」では、施策の目標として、「リデュース、リユース、リサイクル、いわゆる 3R の取組の徹底」を掲げました。

これは、ごみの発生抑制から始まる、無駄のないクリーンな循環型社会の構築が求められていることによるものです。

主な取組として、①では、「市民・事業者・行政が連携してリデュース、リユース、リサイクルを促進」するとともに、③及び④では、「家庭の生ごみの減量」や「事業所におけるごみの減量」など、特に、ごみの発生抑制を重視していくことなどを掲げました。

資料 53 ページをご覧ください。次に、政策 2-3 「良好な生活環境の形成」の「基本施策 231 「生活環境の保全」について、説明します。

資料 54 ページをご覧ください。施策 231-02 「環境美化の推進」は、前期基本計画にはなく後期基本計画で新たに設定したもので、施策の目標として、「市民と地域の連携により、美しい生活環境をつくること」を掲げました。

これは、ごみの不法投棄があとをたない中、環境美化意識の高揚等、ごみの捨てにくい環境づくりが求められていることによるものです。

主な取組として、①では、「通報体制や監視体制の充実による不法投棄の未然防止と早期

発見とその対応」について、②では、今年4月1日に「長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例」が制定されたことも踏まえ「ごみのポイ捨てをされにくい環境づくりの推進」などを掲げました。

資料 57 ページをご覧ください。次に、基本施策 232「上下水道等の整備」について、説明します。

資料 58 ページをご覧ください。施策 232-02「公共下水道等の普及促進」では、施策の目標として、「全戸水洗化を目指すことによる衛生的な生活環境の形成」を掲げました。

これは、生活排水や汚水の適切な処理のため、下水道等の普及率を向上させる必要があることによるものです。

主な取組として、①では、「地域の条件に応じて整備を推進すること」を掲げ、②では、「普及率向上のため、公共下水道等への接続についての啓発を行うこと」などを掲げています。

資料 59 ページをご覧ください。次に、基本施策 233「緑化・親水空間の充実・創造」について、説明します。

資料 60 ページをご覧ください。施策 233-01「豊かな緑化空間の整備」では、施策の目標として、「市民の緑化意識の高揚を図るとともに、緑にふれることができる空間の整備」を掲げました。

これは、街並みにゆとりや豊かさが求められる中、生活に身近な緑化空間のニーズが多様化してきていることなどによるものです。

主な取組として、①では、「緑化活動を支える人材を育成し、市民意識の高揚を図る」ほか、②では、「公園の適正配置とともに、地域特性をいかした公園の利活用を促進」し、④では、「森林・河川と街路樹や公園 による 緑のネットワークを形成し、多様な生物の生息環境を確保すること」などを掲げました。

以上、環境分野の後期基本計画の施策の目標と主な取組について説明しましたが、最後に、当作業部会において、施策の目標と主な取組を検討する際、特に重視してきた点について、2つ 紹介します。

まず、1つ目は、「市民・事業者・行政 が 連携を強化すること」です。

これは、世界規模で展開する地球温暖化対策や 東日本大震災を踏まえた政府のエネルギー政策の大幅な見直しなど、今後、さらに環境への取組が大きくクローズアップされてくることを見据えると、市民、事業者、行政が、より一層 協働して、自然環境と住環境を網羅した長野市全体の環境政策を推進していく必要があるからです。

2つ目は、「計画文中の表現や文言の注釈は、市民が理解し易いように、内容を丁寧に構成すること」です。

これは、環境分野は専門的な内容が多いことから、市民に分かり易く、かつ、環境問題をより身近に感じてもらうために、取組みの目的を明確にした上で、解釈し易い文章にする必要があったからです。

この2つは、部会開始当時の、当作業部会の一貫した姿勢でもありました。この姿

勢は、是非とも、今後の環境行政の取組にも、活かしていただきたいと思います。

以上を踏まえ、環境部会の報告とします。

(藤沢会長)

ありがとうございました。次に、防災・安全分野についてですが、本日は松岡部会長が欠席されていますので、部会長代理として、青木委員から説明をお願いいたします。

(青木委員)

施策の目標と主な取組について、防災・安全分野で検討したその概要を報告します。

資料 61 ページをご覧ください。はじめに政策 3-1「災害に強いまちづくりの推進」のうち、基本施策 311「防災対策の推進」について、説明します。

施策の説明の前に、皆さんご存知のとおり、3月11日に東日本大震災が発生しました。現在復興に向けて仮設住宅への入居や、がれきの撤去が少しずつすすんでいるところですが、福島県の第一原子力発電所の事故は、まだまだ予断を許さない状況が続いております。

4月の防災・安全分野の作業部会において、この点について話し合い、仮に新潟県内の原発が地震被害を受けた場合、長野市内でも放射能など二次災害の可能性があるのではないかということで、基本施策 311「防災対策の推進」の現況と課題に「大規模な地震の発生や、これに伴う二次災害などに対応するための体制の構築が求められています。」という内容を加えることにいたしました。この課題を解決するため、これから説明する施策を推進してまいります。

では、資料 62 ページをご覧ください。施策 311-01「防災体制の整備」では、施策の目標として、「災害に対する自主防災意識の高揚、地域防災力の強化、防災対策の総合的な推進により、被害を最小限に抑制することを目指すこと」を掲げました。

これは、市民一人ひとりが防災に対する意識を高め、地域の協力体制を整える必要があることと、複雑、多様化する災害に対応出来る防災体制の構築が求められているためです。

主な取組として、①の地域防災計画に基づく予防・応急・復旧対策の推進、⑤の防災情報システムの整備、⑥の収容体制の充実やライフラインの確保体制の強化、⑦の建築物などの耐震性、耐火性の向上により、防災対策の推進をはかるとともに、②の学習と情報提供の推進と③の自主防災組織などの組織づくりと防災訓練、地域防災マップづくりの活動を進めることで、自主防災意識を高め、地域防災力の強化をはかります。

次に、資料 63 ページをご覧ください。施策 311-02「治山・治水対策の推進」では、施策の目標として「森林の適切な管理・整備、河川の改修・補修、雨水排水施設の計画的な整備による災害の未然防止を目指すこと」を掲げました。

これは、近年みられる局地的大雨などによる浸水被害などに対応するため、河川整備、

土砂災害対策や雨水排水対策をすすめる必要があるためです。

主な取組として、①の関係機関との連携による危険箇所の土砂災害対策、②の雨水排水施設の整備と機能の維持、④の雨水貯留施設の設置により、災害の未然防止を目指します。

次に、資料 64 ページをご覧ください。基本施策 312「消防・救急・救助体制の充実」について、説明します。

資料 65 ページをご覧ください。施策 312-01「消防体制の充実」では、施策の目標として、「防災組織と連携して防火意識の高揚を図り、施設・装備などの充実により、効果的な消防体制を築くこと」を掲げました。

これは、一層の防火・防災意識の高揚と迅速な消火体制が求められているためです。

主な取組として、①の火災予防・啓発活動の実施や防災市民センターの活用により、市民の防災意識を高め、②の事業所などでの防火管理体制の充実や③の消防団組織・活動の強化、④の災害拠点機能と消防設備の充実により、効果的な消防体制を築いていきます。

資料 66 ページをご覧ください。施策 312-02「救急・救助体制の充実」では、施策の目標として、「市民対象の応急手当の普及啓発や緊急事態に備えた救急・救助体制の充実により救命率の向上を目指すこと」を掲げました。

これは、救急出動件数の増加や多様化・高度化する救助業務に対応し、救命率を向上させるには、救急救命活動の強化が必要なためです。

主な取組として、①の応急手当普及員の養成や救命講習会の充実、②の救急救命士などの育成強化や高規格救急車の適切な配備、資機材の整備などにより、救命率の向上を目指します。

資料 67 ページをご覧ください。次に、政策 3-2「より安心して暮らせる安全社会の形成」の基本施策 321「日常生活の安全性の向上」について、説明します。

資料 68 ページをご覧ください。施策 321-01「交通安全対策の推進」では、施策の目標として、「市民の交通安全意識の高揚とマナー向上や安全対策により、交通事故のない安全な社会を目指すこと」を掲げました。

これは、交通事故が多発している中、事故防止の取組を強化して、事故での死者や負傷者を抑制する必要があるためです。

主な取組として、①の、あらゆる場での体験・実践型交通安全教育や広報活動と、②の地域住民や関係機関と連携した地域での交通安全への取り組みにより交通安全意識の高揚とマナー向上をはかるとともに、③の交通安全施設の整備などによる道路交通環境の充実や④の自転車の適正利用の啓発と自転車駐車場の確保、⑤の関係機関と連携した除雪対策により、交通事故のない安全な社会を目指します。

また、施策 321-02「防犯対策の推進」では、施策の目標として、「市民の防犯意識の啓発・高揚や地域防犯活動への支援、環境整備により犯罪の起こりにくい社会を目指すこと」を

掲げました。

これは、多種多様な犯罪が発生するなかで、市民の防犯意識を高め、地域ぐるみの防犯対策を進める必要があるためです。

主な取組として、①の広報活動により市民の意識を高め、地域における自主的な防犯活動を支援すること、②の関係機関への防犯・相談体制の充実の要請、③の環境に配慮した省エネタイプの防犯灯の推奨や設置支援を行うことで、犯罪の起こりにくい社会を目指します。

資料 69 ページをご覧ください。施策 321-03「消費生活の安全確保」では、施策の目標として、「消費者意識の啓発・相談や相談・苦情処理体制の充実により、消費者の安全確保を目指すこと」を掲げました。

これは、悪質商法によるトラブルや振り込め詐欺があとを絶たない中で、消費者意識の啓発や相談体制を充実する必要があるためです。

主な取組として、①の迅速な情報提供や学習機会の充実により被害の未然防止と拡大防止を推進すること、②の消費生活センターなどでの相談体制の充実や相談・啓発活動の担い手となる地域の人材育成の促進により、消費者の安全確保を目指します。

以上が防災・安全部会の報告になります。

(藤沢会長)

ありがとうございました。次に、教育・文化分野について、教育・文化部会の石塚部会長から説明をお願いいたします。

(石塚委員)

施策の目標と主な取組について、教育・文化部会で検討したその概要を報告します。

資料 71 ページをご覧ください。はじめに、政策 4-1「次世代を担う人材の育成と環境の整備」のうち、基本施策 411「魅力ある教育の推進」について、説明します。

資料 72 ページ をご覧ください。施策 411-02「小・中学校の教育の充実」では、施策の目標として、「子どもの個性をいかす教育の展開」を掲げました。

これは、社会環境が急速に変化する中、豊かな人間性を兼ね備えたたくましい人材の育成が求められていることによるものです。

主な取組としては、①の 2 行目にある、子どもたちの「体力の形成」や「体験交流や体験学習、集団活動」により、たくましい人材を育てるとともに、④の 2 行目にある、「子どもたちの広い視野を培う」といった教育活動の取組を掲げました。

次に、資料 73 ページをご覧ください。施策 411-03「高等学校・大学等の教育の充実」では、施策の目標として「市立高等学校としての特長や特色ある教育を実践すること」を掲

げました。

これは、市立高等学校が開校から3年が経過したことによるものです。

主な取組として、①では、市立高等学校では、職業観、勤労観、社会性を涵養する多様な学びを通して、生徒の個性や能力を伸ばすこと、スポーツや文化芸術活動の充実を図ること、などを掲げました。

次に資料 75 ページをご覧ください。基本施策 412「家庭・学校・地域の連携による教育力の向上」について、説明します。

資料 76 ページをご覧ください。施策 412-01「家庭・地域の教育力の向上」では、施策の目標として、「家庭・地域の教育力の向上」を掲げました。

これは、昨今の家庭教育力の低下による子どものしつけ不足などが指摘されていることによるものです。

主な取組として、①では、「子どものしつけや思いやりなどを育む家庭教育力の向上を図る」とともに、②では、地域における「交流や体験活動」を通じて、子どもたちの「自立心や協調性、社会性」を身につける取組を進めること、などを掲げました。

また、施策 412-02「家庭・学校・地域の連携と交流の推進」では、施策の目標として、「家庭・学校・地域が連携・交流して子どもたちを守り育てていく環境を形成すること」を掲げました。

これは、かつて、地域が担っていた、いわゆる「大人の目」の重要性を再認識する必要があることによるものです。

主な取組として、③において、住民自治協議会が取り組む子どもたちの健全育成のための活動支援や連携を強化していくこと、などを掲げました。

次に資料 77 ページをご覧ください。政策 4-2「豊かに学びあう社会の形成」の基本施策 421「活力ある地域を創る生涯学習の推進」について、説明します。

資料 78 ページをご覧ください。施策 421-01「生涯学習環境の整備」では、施策の目標として、「生涯にわたり自ら学び互いに高めあえる学習環境を目指すこと」を掲げました。

これは、多様化する価値観とともに、生きがいを求める市民が増えていることによるものです。

主な取組として、①では、市民・高等教育機関・民間教育事業者などとの連携を進め、生涯学習体制の充実を図ること を掲げました。

また、②では、市民の関心が高いと思われる「地域課題」をテーマとした講座を開催するとともに、③では、生涯学習情報を総合的に提供できるような体制作りを進めること、などを掲げました。

次に資料 79 ページをご覧ください。政策 4-3「ゆとりと潤いを感じる多彩な文化の創造と継承」の基本施策 431「多彩な文化の創造と文化遺産の継承」について、説明します。

資料 80 ページをご覧ください。施策 431-01「文化芸術活動への支援と文化の創造」では、施策の目標として、「文化的風土を醸成すること」、「“ながの”の個性と魅力あふれる市民

文化の振興を図ること」、を掲げました。

これは、ゆとりや潤いを求める社会に変化してきていることによるものです。

主な取組として、②では、参加・育成型の文化芸術活動を促進すること、を掲げました。

また、③では、文化芸術資産のデジタルアーカイブ化に取り組むこと、などを掲げています。

このデジタルアーカイブ化について、作業部会では、文化芸術は五感で感じてもらうことが大事であり、肌で感じるができる場を市民は求めているのではないかと、との意見が出されましたが、市が事業を進めることについては、了承することとしました。

さらに、④では、野外彫刻ミュージアム構想を推進することで、市内に 138 ある野外彫刻の魅力をこれまで以上に情報発信し、魅力を高めていくこと、などを掲げました。

資料 81 ページをください。施策 431-02「歴史・文化遺産の活用と継承」では、施策の目標として、「市民と行政が一体となり、文化財などを積極的に活用・保存しながら後世へ継承していくこと、歴史的・文化的遺産をいかした魅力的な地域づくりを進めること」などを掲げました。

これは、市内の文化遺産の活用について、市民の関心が高まっていることなどによるものです。

主な取組として、③では、歴史的背景を持つ建造物、庭園、路地裏や地名をいかした街並みなど、伝統環境を保存・活用しながら継承を進めることや、「善光寺と門前町」の世界遺産登録に向け、一層取り組むこと、などを掲げました。

この世界遺産登録については、作業部会では、門前町として栄えてきた長野市の歴史を踏まえ、実現に向け取り組んで欲しい、との意見がありました。

次に資料 82 ページをご覧ください。政策 4-4「躍動する生涯スポーツの振興と競技力の向上」の基本施策 441「スポーツを軸としたまちづくりの推進」について、説明します。

資料 83 ページをご覧ください。施策 441-01「生涯スポーツの振興」では、施策の目標として、「市民のスポーツ活動を地域社会が支えること」、「だれもがいつまでもスポーツに親しめる生涯スポーツの振興を図ること」を掲げました。

これは、スポーツ活動による効果が市民に理解され始めていること、市民の健康志向の高まりなどによるものです。

主な取組として、①では、市民の健康の保持増進と体力の向上のために、市民だれもがスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を充実すること、を掲げました。

次に資料 85 ページをご覧ください。施策 441-03「スポーツ環境の整備・充実」では、施策の目標として、「スポーツ活動の拠点整備や情報提供」、「身近で利用しやすいスポーツ環境を目指すこと」を掲げました。

これは、冬季オリンピックの開催により整備した、大規模施設の有効活用と長寿命化を図る必要があること、などによるものです。

主な取組として、①では、計画的な改修や整備を進めること、そして、ナショナルトレ

ーニングセンターとしての機能をいかしていくこと、などを掲げました。

次に、資料 86 ページをご覧ください。政策 4－5「地域から広がる国際交流の推進」の基本施策 451「国際化の推進」について、説明します。

資料 87 ページをご覧ください。施策 451-02「多文化共生の推進」では、施策の目標として、「学校や地域で、外国人が訪れやすく暮らしやすい環境を形成すること」を掲げました。

これは、外国人をはじめとする交流人口の拡大などが求められていること、などによるものです。

主な取組として、③では、外国人の子どもの学校生活などにおける相談・支援体制の充実を図ること、などを掲げました。

以上、教育・文化分野の後期基本計画の施策の目標と主な取組について説明しましたが、最後に、作業部会で出された意見・要望を 2 点、紹介します。

1 点目は、長野市の文化や、産業・経済分野で取り扱う観光については、「魅力を育てていくことが大事である」との意見がありました。

これらについては、すぐに、成果を求めるのではなく、そのプロセスを大切にしながら、育てて欲しいことの要望がありました。

2 点目は、総合計画は市政の総合的な計画であることから、個別具体的な表現を掲載することが難しいことは理解しますが、ワークショップ等で出された個別具体的な意見を実現できるように、職員は心に留めながら、今後、仕事に取り組んで欲しいとの要望がありました。

以上の 2 点の意見・要望を踏まえ、教育・文化部会の報告とします。

(藤沢会長)

ありがとうございました。次に、産業・経済分野について、産業・経済部会の中島部会長から説明をお願いいたします。

(中島委員)

施策の目標と主な取組について、産業・経済部会で検討した、その概要を報告します。

資料 89 ページをご覧ください。はじめに、政策 5－1「賑わいと活力を生む観光・コンベンションの推進」の基本施策 511「多様な観光交流の推進」について、説明します。

まず、基本施策 511 の 現況と課題 の一つ目をご覧ください。2 行目にある「訪れる人の視点に立った特色のある観光地づくりを進める」の部分については、もともと「ブランドの確立により、特色のある観光地づくりを進める」としていましたが、観光客のニーズの多様化を背景に、「訪れる人の視点に立った地域づくり」が必要であることから、主な取組の内容とのバランスも考慮し、記載のとおり「訪れる人の視点に立った特色のある観光地づくりを進める必要がある」に修正しました。

資料 90 ページをご覧ください。施策 511-01「訪れてみたくなる地域づくり」では、施策



の目標として、「訪れる人の視点に立った魅力づくりやおもてなしなどによる、観光客が繰り返し訪れてみたくなる地域づくり」を掲げました。

これは、観光客のニーズが多様化していることなどを踏まえたものです。

主な取組としては、①の「地域独自の魅力をいかした観光ブランドの創造と確立」、③の「旅の目的やテーマに合わせた地域色のある観光ルートやプログラムづくり」、④の「観光客の受入体制の整備・充実」などを掲げました。

施策 511-02「効果的な情報発信と広域的連携」では、施策の目標として、「情報発信や広域的連携による、国内外からの効果的な誘客」を掲げました。

これは、アジア圏をはじめとした外国人観光客の増加や、北陸新幹線の延伸など観光を取り巻く環境が大きく変化することを踏まえたものです。

主な取組としては、①の「情報提供機能の強化と戦略的なプロモーションの展開」、②の「外国人観光客の受入体制の整備」、③の「広域観光エリアの形成と新たな観光ルート・観光スタイルの提案」などを掲げました。

資料 92 ページをご覧ください。次に、政策 5-2「活力ある農林業の推進と中山間地域の活性化」のうち、基本施策 521「未来に向けた農業の再生・振興」について説明します。

資料 93 ページをご覧ください。施策 521-01「地域農業の確立と経営基盤づくり」では、施策の目標として、「地域で農業を支える仕組みづくりや担い手の確保・育成などによる、農業の経営基盤の強化と農地の保全・活用」を掲げました。

これは、農業者の高齢化や後継者不足などによる地域の農業経営基盤の脆弱化と、それに伴う耕作放棄地の増加などを踏まえたものです。

主な取組としては、①の「集落営農の組織化や農業の法人化などへの支援」、②の「担い手の確保・育成」、③の「農地の利用集積などによる耕作放棄地の発生防止、解消」などを掲げています。

資料 94 ページをご覧ください。施策 521-02「消費者や市場と結びついた産地づくり」では、施策の目標として、「地域特性をいかした産地化や、加工・販売との連携などによる、消費につながる収益性の高い農業」を掲げました。

これは、付加価値や収益性の高い農業への転換が必要であるということを踏まえたものです。

主な取組としては、①の「地域特性をいかした農畜産物の産地化とブランド化」のほか、③では、ワークショップなどで活発に議論がなされた「儲かる農業のしくみづくり」について、「六次産業化などによる地域ビジネスとしての農業の確立」を盛り込みました。

資料 96 ページをご覧ください。次に、基本施策 522「中山間地域の農業振興」について、説明します。

まず、基本施策の方針についてですが、産業・経済分野では「中山間地域の農業振興」に特化した表現とするため、「中山間地域の特性をいかした農業を振興し、いきいきと元気な中山間地域づくりを目指します」を、現行の「活力ある中山間地域づくりに向けて、地域

の特性をいかした農業の振興を目指します」に修正しました。

資料 97 ページをご覧ください。施策 522-01「中山間地域の特性をいかした農業の振興」では、施策の目標として、「地域の農産物などの生産・販売の促進や、野生鳥獣による農作物被害の防止を通じた、中山間地域の農業振興」を掲げています。

これは、農業の生産条件が厳しいうえに、高齢化や人口減少が進行している中山間地域においては、国土保全の面からも、地域の農業への支援が必要となっていることを踏まえたものです。

主な取組としては、②の「中山間地域に適した作物の導入」、③の「農産物の加工・販売や特産品の開発への支援」、④の「野生鳥獣対策」などを掲げています。

資料 98 ページをご覧ください。次に、基本施策 523「豊かな森林づくりと林業の振興」について、説明します。

資料 99 ページをご覧ください。施策 523-01「森林資源の保全と活用」では、施策の目標として、「間伐などの森林整備や林業の振興などによる、森林の健全な保全・活用」を掲げています。

これは、森林面積が市域の6割を占めているということから、国土の保全や環境の面からも、森林の適切な保全・管理が必要であるということなどを踏まえたものです。

主な取組としては、①の「地域の特性に応じた多様性のある森林形成」と「計画的・効率的な森林の整備」、②の「森林整備の担い手の確保・育成」、④の「地域材の利活用と木質バイオマスの利用促進」などを掲げています。

資料 101 ページをご覧ください。次に、政策5-3「特色ある産業の集積と工業の高付加価値化」の基本施策 531「産業の集積と工業の活性化」について、説明します。

資料 102 ページをご覧ください。施策 531-01「産学行連携の推進とものづくり産業の振興」では、施策の目標として、「産学行連携による新技術の研究開発や製品の高付加価値化などを通じた、新産業の創出・育成とものづくり産業の振興」を掲げています。

これは、製造品出荷額や事業所数が減少する中で、付加価値の高いものづくりなどに向けた産学行連携の強化が必要になっているということなどを踏まえたものです。

主な取組としては、②の「産学連携や企業連携による共同研究開発への支援」、③の「新産業の創出・育成に向けた調査・研究」、⑤の「地域企業の技術や製品のアピール」などを掲げています。

資料 104 ページをご覧ください。次に、政策5-4「魅力と賑わいあふれる商業の振興」の基本施策 541「力強い商業への転換」について、説明します。

資料 105 ページをご覧ください。施策 541-01「中心市街地の魅力づくり」では、施策の目標として「中心市街地の魅力的な商空間づくりと賑わいの向上」を掲げています。

これは、中心市街地の街並みなどの整備が進む中で、ソフト面を含め、商店街や市民を交えた一層の賑わいづくりが必要となっていることを踏まえたものです。

主な取組としては、①の「中心市街地の賑わいの創出や利便性の向上」、②の「消費者の

ニーズを考慮した魅力ある商店街づくり」による「回遊性の向上」などを掲げています。

なお、資料 106 ページの施策 541-03「地域商業の強化と環境整備」の主な取組②は、いわゆる「買い物弱者」への対応として、商業施設の立地などの観点から、検討の必要があると考えたものです。

資料 107 ページをご覧ください。次に、政策 5-5「人材の育成と雇用機会の確保」の基本施策 551「安定した地域雇用の確保」について、説明します。

資料 108 ページをご覧ください。施策 551-01「雇用促進と人材の育成・活用」では、施策の目標として、「女性・若年者・高齢者などが各自の適正に応じた仕事に就きやすい環境づくり」を掲げています。

これは、有効求人倍率が低迷していることや、特に、若年者や中・高齢者、子育て中または子育て後の女性、障害者などが安定した仕事に就きにくい状況にあることなどから、就業への支援が必要となっているということを踏まえたものです。

主な取組としては、①の「求職者への就職支援」や「職業訓練」、②の「若者の職業意識の形成と就職への支援」、③から⑤の「高齢者、女性、子育て世代の親、障害者の雇用機会の拡大」などを掲げています。

産業・経済分野の施策の目標と主な取組についての説明は以上です。

(藤沢会長)

ありがとうございました。次に、都市整備分野について、都市整備部会の石澤部会長から説明をお願いしたいと思います。

平成 22 年度 第 3 回総合計画審議会で、後期基本計画大綱を決定した際に、基本施策 611 の名称について、作業部会で再検討することになっていましたので、その検討の結果を含め、説明をお願いいたします。

(石澤委員)

これより、施策の目標と主な取組などについて、都市整備部会で検討した概要を報告します。

都市整備部会においては、長野市の総合計画ということ踏まえ、可能な限り、長野市全体を見渡した取組、一般的な表現を前提として、これまで協議をしてきました。

資料 109 ページをご覧ください。はじめに、政策 6-1「いきいきと暮らせるまちづくりの推進」のうち、基本施策 611「多核心連携を目指したコンパクトなまちづくりの推進」について、説明します。

まず、基本施策の名称「多核心連携をめざしたコンパクトなまちづくりの推進」については、平成 22 年度 第 3 回総合計画審議会において、「目指すべき方向性は確認できたが、名称が分かりにくいのではないか。」ということで、都市整備部会で引きとり、再度検討することになっていました。

このため、部会の皆様のご協力をいただき、再度、真摯な議論を行いました。

その結果、長野市には、これまでの歴史的な背景から、長野地区、篠ノ井地区、松代地区など、もともとそれぞれの地域、生活圏の中心となる「多」くの「核心」が存在しており、それら「核心」を公共交通ネットワークなどで結び、「連携」させていく必要があること、一方で、社会の発展に伴い、徐々に空間的に広がってきた まちを、今後は集約化していくために、それぞれの地区における「コンパクトなまちづくり」も必要であることから、目指すべき まちづくりの方向性を的確に表している名称は、この「多核心連携を目指したコンパクトなまちづくり」という表現しかないため、このままとしました。ただし、「分かりにくい」という意見を踏まえまして、資料 109 ページの下段のとおり、「多核心連携」と「コンパクトなまちづくり」に注釈をつけるという結論に至りましたので、報告します。

続いて、資料 110 ページをご覧ください。以上の議論を踏まえ、施策 611-01「秩序ある市街地の形成と中心市街地の再生」では、施策の目標として、「魅力的な中心市街地をはじめ、多くの核となる拠点地域が機能的に連携したコンパクトなまちを目指す」ことを掲げました。

そのため、主な取組として、①では、「適正な土地利用と健全な市街地整備」、③では、「地域の特性をいかしながら、歩いて暮らせるまちづくり」、⑦では、「多様な都市機能」の「集積」による「市街地の再生」、⑧では、「都市の顔にふさわしい拠点として」の「長野駅周辺の整備」などを掲げました。

資料 111 ページをご覧ください。次に、基本施策 612「快適に暮らせるまちづくりの推進」について、説明します。

資料 112 ページをご覧ください。施策 612-01「ユニバーサルデザインのまちづくり」では、施策の目標として、「すべての人が安心して行動できる、やさしい環境を目指す」ことを掲げました。

これは、高齢者・障害者等が安心して行動できるまちづくりが必要であることによるものです。

主な取組として、①では、「ユニバーサルデザインを取り入れた公共建築物の整備」や「民間建築物などへの指導や啓発によるバリアフリー化」、②では、「歩車道の段差解消」など、そして、③では、「分かりやすい道路標識などの充実」を掲げました。

また、その下の施策 612-02「快適な住環境の整備」では、施策の目標として、「だれもが快適に暮らせる住環境を目指す」ことを掲げました。

これは、だれもが安心して住める住宅を普及促進していく必要があることなどによるものです。

主な取組として、①では、「日照や電波障害などの居住環境に関するトラブルの防止」、③では、「木造住宅などに対する耐震診断や耐震補強工事」への支援による「耐震対策」、⑥では、「公営住宅」の「耐震化」などを掲げました。

資料 113 ページをご覧ください。次に、基本施策 613「地域の特性をいかした景観の形成」について、説明します。

資料 114 ページをご覧ください。施策 613-01「地域の特性をいかした景観の誘導」では、施策の目標として、「市民や事業者の景観意識の高揚を図る」ことと、「地域の特性をいかした景観形成の誘導を目指す」ことを掲げました。

これは、豊かな自然環境に恵まれた地域が周辺に多く、これに調和した景観を形成する必要があることなどによるものです。

主な取組として、①では、「地区ごとの特性をいかし、自然環境などに調和した景観の誘導」、②では、「大規模な建築行為や屋外広告物等の規制」など、そして、④では、「景観形成市民団体」の活動の支援などを掲げました。

また、その下の施策 613-02「伝統的な景観の保全と形成」では、施策の目標として、「伝統と文化を感じられる景観の形成・継承を目指す」ことを掲げました。

これは、善光寺周辺や松代など、歴史と文化に培われた街並みをいかした景観づくりを進める必要があることによるものです。

主な取組として、①では、「善光寺周辺地区や松代地区」での「住民と協働」した「門前町や城下町の歴史的な街並み景観」の「計画的」な「整備・保全」などを掲げました。

資料 115 ページをご覧ください。次に、政策 6-2「まちを結ぶ快適なネットワークの形成」のうち、基本施策 621「交通体系の整備」について、説明します。

まず、基本施策の方針について、1行目の最後からですが、平成 22 年度 第 3 回審議会でご提案した内容に、「環境負荷の軽減を考慮しながら」という文言を加えさせていただきます。

これは、都市整備部会において、これからの持続可能な社会を構築するためには、「環境」がキーワードになるという議論があったこと、また、平成 22 年度 第 3 回審議会でご提案した内容では、現況と課題の 2 つ目に、「環境負荷の軽減」とありましたが、それが基本施策の方針に反映されておらず、「環境」の視点が含まれていなかったことによるものです。

続いて、資料 116 ページをご覧ください。施策 621-01「公共交通機関の整備」では、施策の目標として、「環境負荷の少ない、快適で日常生活を支える移動手段の確保を目指す」ことを掲げました。

これは、公共交通を、だれもが利用しやすい移動手段としていくことが必要であることによるものです。

主な取組として、①では、「地域の特性や移動需要に見合った生活交通」の「維持・確保」、②では、「拠点を結ぶ移動手段」の「確保・充実」、そして、④では、「長野以北の新幹線の建設促進と並行在来線の利用促進等による安定的な存続運行の実現」などを掲げました。

資料 117 ページをご覧ください。施策 621-02「利用しやすい交通環境の整備」では、施策の目標として、「様々な交通手段が円滑に機能し、使いやすく、分かりやすい交通環境の整備を目指す」ことを掲げました。

これは、環境負荷の軽減や交通渋滞を緩和するため、マイカーから転換し、既存の公共交通の利活用や自転車の利用促進を図る必要があることによるものです。

主な取組として、①では、「パーク・アンド・ライドなど」による「マイカーから公共交通機関への転換」、②では、「既存の交通体系を活用」した、「公共交通機関のネットワーク化」、③では、「バス利用者の利便性の向上」、そして、④では、「自転車利用者の利便性の向上」などを掲げました。

資料 118 ページをご覧ください。次に、基本施策 622「道路網の整備」について、説明します。

資料 119 ページをご覧ください。施策 622-01「広域道路網の整備」では、施策の目標として、「円滑に移動できる道路ネットワークの確立を目指す」ことを掲げました。

これは、渋滞の発生などに伴い、広域道路網や橋梁の整備・改善を図るとともに、公共交通と一体性のある道路整備を進める必要があることによるものです。

主な取組として、①では、「市内外を円滑に結ぶ広域幹線道路の整備」、②では、「国・県と連携」した「幹線道路」の「計画的・重点的」な「整備」と、「公共交通の走行円滑化や利便性の向上と一体化した道路整備」、そして、④では、「橋梁の安全性の確保」などを掲げました。

また、その下の施策 622-02「生活道路の整備」では、施策の目標として、「日常生活を支え、安全で安心して利用できる道路環境を目指す」ことを掲げました。

これは、生活道路について、高齢化の進展などを見据えながら、安全で安心して通行できる道路整備を進める必要があることによるものです。

主な取組として、①では、「地域の実情に応じた生活道路の改良」、②では、「生活道路の安全性の確保」、そして、③では、「歩行者と自転車交通の安全の確保及び自転車利用の促進」などを掲げました。

資料 120 ページをご覧ください。最後に、基本施策 623「高度情報化の推進」について、説明します。

資料 121 ページをご覧ください。施策 623-01「情報通信基盤の整備」では、施策の目標として、「日常生活の中で、だれもが情報通信技術の利便性を等しく受けることができる情報通信環境を目指す」ことを掲げました。

これは、情報通信技術の利便性をだれもが等しく受けることができる環境を整備する必要があることなどによるものです。

主な取組として、①では、「市内全域で高速インターネットなどの情報通信サービスを受けることができる情報通信基盤の整備」、②では、「市民のニーズに合わせた情報通信サービスの利用支援」などを掲げました。

以上、都市整備部会では、長野市全体を見渡した総合計画という視点から、後期基本計画の施策の目標と主な取組などについて検討したことを説明しました。

(藤沢会長)

ありがとうございました。

各分野の部会長さんから報告していただきました。

行政・経営分野は、審議会委員の皆さんから意見等の提案をいただいておりますので、その提案について事務局で考え方をまとめていただいております。

事務局から説明してください。

(湯原企画政策部長)

行政経営分野の施策の目標と主な取組につきましては、前回4月15日の審議会において提案し、28日を期限として、各委員から提案をいただきました。

本日は、いただいた意見に対する案を整理いたしましたので、主なものについて説明いたします。

資料集の15ページをご覧ください。また、別冊資料としております「後期基本計画 施策の目標と主な取組」の行政経営分野も併せてご覧いただければと思います。

はじめに、2番の施策 011-02「開かれた市政の推進」につきまして、別冊資料では4ページの下段になります。

この施策の主な取組①、②において、「行政情報」と「市政情報」の2つが使われており、目標に使われている市政情報に統一したほうがよい。とのご意見につきましては、主な取組①の内容は、市行政機関が保有する情報、これを行政情報と言っておりますが、この情報の一層の公開を図り、市民に行政の事業を説明する責務を果たすため、法律や条例を踏まえ、個人情報適切に管理した上で、情報公開を積極的に進めていくための取組であること。

また、主な取組②の内容は、市民生活に必要なくらしの情報、行事や催しなどの観光情報、市議会や選挙、市の計画や施策など、幅広い市の情報、これを市政情報と言っておりますが、この情報を様々な手段で発信する取組としております。

このように、主な取組①と②では、それぞれの取組内容と取り扱う情報が異なることから、原案のとおりとするものです。

次に、4番の施策 021-01「都市内分権の推進」については、別冊資料では6ページの上段になります。

施策の目標と主な取組にある「都市内分権」につきまして、理由にもあるように「都市内分権」の定義した意味と言葉が乖離している。一般的で分かり易い言葉にする。

ということで、「都市内分権」という表現を「住民自治」に変えたらいかかとの提案です。

事務局（案）としましては、住民自治は、都市の規模に関わらず、団体自治とともに地方自治を支える両輪の1つであること。

また、住民自治には、NPO やボランティア団体による目的型のものもありますが、「都市内分権」は地縁的、言い換えると地区を単位として、そこに居住する住民の皆さんによる、より良いまちづくりを進める具体的な施策のことです。「都市内分権」は、長野市が目指す住民自治の特徴的な仕組みの1つでありますので、原案のまま修正せず「都市内分権」と記載するものです。

次に、資料集 16 ページをご覧ください。

6 番の施策 022-01「中山間地域の魅力の向上」につきましては、別冊資料では 8 ページになります。

ここの主な取組①、③において、関連団体や関係団体と連携すると記載が無くても、取組の内容が理解できるため、「関連団体」や「関係団体」と連携という部分を削除してはいかかとの提案をいただきました。

それぞれの取組において、まずは、地域での活動が重要であることから、提案を踏まえて、主な取組①からは、「関連団体と連携」との文言を削除し、また、主な取組③からは、「関係団体などと連携し」との文言を削除し、それぞれ、事務局（案）に記載のように変更するものです。

次に、9 番目の 031-02「広域行政の推進」につきまして、別冊資料では 10 ページの下段になります。

主な取組①の、長野広域連合を通じた効率的な市民サービスの例が、「ごみの焼却施設・最終処分場の設置管理など」と、ごみ関連だけの記載になっている。もう少し広くイメージできる内容例にしたほうがよい。また、長野広域連合を通じた市民サービス提供が、ごみ関係だけであれば、そのことが伝わる内容の記載に変えるのが望ましいように思います。との提案であります。

この提案につきまして、主な取組では、後期基本計画期間中において、広域連合でのごみ処理対策は住民生活にも影響がある非常に大きな取組であることから、記載を残し、原案のとおりとするものです。

ただし、ご提案にあるような疑問も生じることから、長野広域連合のサービス内容を補足するために、注釈に「広域のごみ処理対策、老人福祉施設の運営、介護認定審査・障害程度区分認定審査などの業務を担っている。」と加えるものです。

次に、資料集 17 ページ、12 番目の 032-02「シティプロモーションの推進」につきまして、別冊資料では 12 ページの下段になります。

主な取組①の文末は「構築します」と言う断定となっているが、「構築を図ります」等としてはいかか。との提案をいただきました。

この取組においては、体制構築のための大きな要素として、市民、企業、関係団体や行政などの連携が必須であること、また、後期基本計画期間中に体制構築が必須であることから、原案のとおりとするものです。

次に、13 番目の 041-01「効率的な行政の推進」につきましては、別冊資料では 14 ペー



ジの上段になります。

主な取組②を分割し、1つは「行政活動を俯瞰した新たな行政評価の手法について検討します」のみにする。また、分けたもう1つを最後の項目として、「行政改革大綱実施計画を着実に推進し、計画的・効率的な行財政運営を図る。」にする。というものです。

その理由として、1つの項目に意味の異なる内容が含まれること。基本計画であるので、具体的で分かりやすく示すべき。などとしております。

事務局（案）としては、施策に目標にある「効率的な行政運営」に向け、行政改革を推進するためには、大綱実施計画の実施と評価（行政評価）が、いずれも必要なことから、原案のとおりとするものです。

なお、ここに表記した行政改革大綱実施計画は、進行管理を毎年度末に行うこととし、各改革項目の進行状況を確認するとともに、次年度から取り組む新規項目を追加するなど、実行性と弾力性を確保しているものであり、効率的な行政運営を推進するために必要な取組と考えております。

次に、14番目の施策051-03「成果を重視した行政運営」につきましては、別冊資料では18ページになります。

主な取組の③と④を施策041-01「効率的な行政の推進」に移す。

そして、施策041-01に移動する主な取組④の内容を「職員の定数を管理するとともに、行政サービスの質をできる限り落とさないようにして組織の適正化・効率化を図ります」に修正する。との提案です。

事務局（案）としては、主な取組③の政策調整機能や、④の職員定数管理などについては、単なる効率性を求めるものでなく、市民の市役所に対する満足度を上げるための取組として位置付けるべきと考え、原案のとおりとするものです。

資料集18ページをご覧ください。15番目の041-01「効率的な行政の推進」につきましては、別冊資料では14ページになります。

施策の目標において、例えば、「～経営資源の有効活用を図り、行政改革を推進することにより、～」では読みにくく、わかりにくいため、「～経営資源の有効活用を図り、行政改革の推進を通じて、～」のほうが読みやすいのでは。との提案をいただきました。

これにつきましては、「行政改革の推進を通じて」では、「行政改革」の必要性が弱くなること。「行政改革を推進する」という意思の明確化が必要であることから、原案のとおりとするものです。

次に、16番目の施策051-02「市民とともに行動する人材の育成と活用」につきましては、別冊資料では17ページ下段になります。

主な取組③について、より前向きな姿勢を示すため、提案を踏まえ、「職員が自発的な自己の能力向上を図れるよう、多様な研修体制を構築し……。」と変更するものです。

以上、審議会委員の皆様からいただきましたご意見等に対する、事務局（案）となります。

なお、別冊資料の行政経営分野には、事務局の案の内容を記載してあります。  
説明は、以上です。

(藤沢会長)

部会を代表して、各部会長さんからご報告をいただきました。

各委員さんにおかれましては、施策の目標及び主な取組について、熱心にご協議をいただき、ありがとうございました。また、市からの状況報告もございました。

それでは、説明がすべて終わりましたので、ご質問・ご意見があればお願いします。

(石塚委員)

石塚と申します。

別冊資料 109 ページの、下の注釈の「多核心連携」の部分で、篠ノ井地区の中に、旧更級郡、旧埴科郡は入っているのですが、豊野や信州新町といった旧上水内郡が入っていないのですが、良いのでしょうか。

あるいは、入れなかった理由をお聞かせ願いたいと思います。

(石澤委員)

「多核心連携」ということで、さまざまな核心地域が連携しながら、長野市が形成されています。

それぞれの核心が、機能的に同じかということ、そうではありません。長野市の中心市街地が、機能的に一番充実していて、それに準ずるものとして、篠ノ井、松代があると考えています。さらには、豊野、信州新町、若穂などがあると考えています。

それらを、すべて書けば良いのかもしれませんが、「多核心連携」が分かりにくいというご意見がありますので、上位の3つだけを入れました。決して、豊野や信州新町、若穂がここに入らないわけではなく、複数あるということで、「など」と表記しました。

(藤沢会長)

他にいかがでしょうか。

(井出委員)

井出と申します。

別冊資料の6 ページ、施策 021-01「都市内分権の推進」のところで、先ほど「分権」について説明していただきましたが、「分権」の一番の核となるのは、権限の地域への移譲であり、「分権」をうたった時点で、事業執行のための予算の裏づけの項目は、必要不可欠な内容であると思います。

主な取組のところで、権限、予算の明確化、法案の推進といった項目がないと、「都市内

分権」で何ができるのかということが見えてこないと思います。

「都市内分権」ということを書くのであれば、それが一番の骨格ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(藤沢会長)

何かご意見ございませんか。

(石澤委員)

石澤です。

「権限」と、それを裏づける「財源」について十分に書かれていない以上、これをそのまま書いても良いものかと、私も思います。

それぞれの地域が、地域の将来像を考えることは、非常に良いことです。にもかかわらず、あるところで、地域の将来像を考えて、市の職員と交流を持ったところ、「このことに関しては、あなた方が考えることではなく、市がやることです」と言われたという話を聞きました。そういった発想がある限り、「権限の移譲」については十分に考えていないだろうし、その延長上にある都市内分権といっても、絵に描いた餅になってしまうように感じます。

「財源」と「権限の移譲」については、どこかにきちんと書く必要があると思います。

次に、資料集2ページのスライド3の長野市の図をご覧ください。これは、長野市が形成されてきた歴史を引きずっています。

住民自治協議会が、地区の活動を行うには、まとまった地区が一番望ましいと思います。役所があるとすれば、そこから区域が等距離に広がるような、地域的まとまりが望ましいのですが、歴史を引きずった結果、篠ノ井のように、広範囲に伸びている地域があります。こういった区域割りをそのまま残すのではなく、新たな区分けをする方が望ましいのではないかという感じがします。

このままでは、旧市町村の合併や、都市内分権に入る前の自治会を引きずっているだけにすぎないのではないかと、という捉え方をされる可能性があります。そういうところまで含めて考えていただかないと、長野市は本気で都市内分権をやろうとしているのかと感じてしまいます。

(中島委員)

私も、石澤委員さんに共感するところがあります。

実際に住民自治に携わる立場ということで、市の職員からいろいろな話をお伺いし、当代地区として、自ら考えて進んでいくという長期的な視点と、当面日夜やっつけていかなければならない課題を、併せ持って進めているところです。

昔からの村や町や市が、歴史的に残っていて、それぞれの地域の中に、考え方として根

強く残っている地区もあれば、長野の中心市街地のように、商店だけがあって、そこに住んで生活していくということが希薄になっている地区もあれば、中山間地域のように、高齢化率が高くて、地域を運営していくことさえ難しくなっている地区もあります。

長野市全体の32地区を見ても、いろいろな事情が絡んでいて、都市内分権の中で、自分たちの地域のことは自分たちでやるとなった時に、できる地域と、できない地域があるのが現状です。

都市内分権で、地区を分けたのは良いが、そこで住民自治を担う人材をどう育てていくのかということも併せて考えなければなりません。弱い部分と、強い部分がどうやって助け合っていくのかを考え、行政の中で、地域のアンバランスを連携して支え合うことで、それぞれの地域が、進むべき方向を自分たちで見出していくことができると思います。

発言をする意欲すらない地区もあり、そこをどのように「巻きこんでいくのか」というのが、我々にとっても難しい課題です。

都市内分権の理想像は良く分かるのですが、市には住民自治協議会へのフォローアップを含めた中で、都市内分権を進めていただきたいと思います。

(藤沢会長)

都市内分権については、後ほど、議事の(3)で取り扱う「後期基本計画の目標」に関わってきますので、同じ議論にならないために、ここでは、各部会長さんからいただいた報告についての質問があれば、取り上げてみたいと思います。

(石澤委員)

石澤です。

別冊資料63ページの施策311-02「治山・治水対策の推進」のところですが、主な取組の①に「地すべりや土石流、急傾斜地などの危険箇所の土砂災害対策を促進します。」と書いてあります。

ここに、はじめから危険だと分かっているところに居住制限をかけることを、検討していただきたいと思います。

後々の治水対策に投じる予算を考えると、居住制限をかけた方がリーズナブルではないかと思っています。

(青木委員)

その件に関しては、特に検討してございませんので、次回の部会で検討させていただきます。

(藤沢会長)

他にいかがでしょうか。

(吉田委員)

吉田です。

別冊資料 44 ページの施策 152-01「男女共同参画の推進」で、主な取組の②「女性に対する暴力」のところですが、私の認識では、言葉による暴力も含め、男性に対する暴力も世の中では起きていると思うのですが、ここで触れなくても良いのでしょうか。

(立浪委員)

部会では、そのような発言はなかったのですが、吉田さんがそう思われたきっかけは何がありますか。

(吉田委員)

日本では、女性に対する暴力がクローズアップされていますが、世界を見てみると、言葉によって男性を傷つけたという話をよく聞きますし、日本以外では、女性のみをフォーカスしないということも聞きます。

これが、5年後の基本計画ということになれば、今後日本でも、そういったことが注目されるのではないかと思います。

(立浪委員)

それは、女性から男性への言葉の暴力ということですか。

(吉田委員)

はい。夫婦間等で、男性も言葉によって傷つけられ、ドメスティックバイオレンスのような形で問題になっています。

「男女共同参画の推進」という目標がある中で、女性についてだけで良いのかなと思いました。

(立浪委員)

部会で、検討させていただきます。

(吉田委員)

ありがとうございます。

(藤沢会長)

他に、どうでしょうか。

(石澤委員)

今、吉田委員さんの意見を、部会に持ち帰るということでしたが、持ち帰って検討しても、問題はないのですね。そこは、市の部課長さんたちもメンバーになるのですか。審議会の委員さんからの意見を持ち帰るのは良いと思うのですが、市の方からの意見を、部会に持ち帰るのは、あまり望ましいことではないと思います。

前回、私は、市の方からの分かりにくいという意見を、部会に持ち帰ってしまったのですが、あまり望ましいことではなかったと思いましたので、ここで一言謝らせていただきます。

本来、審議会というのは審議委員の皆さんの、部会は部会員の皆さんの意見の集約で作られるものですね。そこで、市の立場は質問等を問われたらアドバイスをするという組織だと考えています。

ただ、部会としては、持ち帰って審議をして、部会員の皆さんの理解が深まったという、副次的効果もありましたが、あまり望ましくないと思います。

(藤沢会長)

議長としましては、部会から検討されて上がってきた意見を尊重して、審議会で決めていくことが望ましいと考え、部会案を大事にしていきたいと思っています。

その上で、最終決定は、審議会で了承を得られるのが望ましいので、議論があることについては審議会で考えて、石澤委員さんがおっしゃるように、この場で決まればそれにこしたことはないと思います。

ただ、中身によっては、もう一度部会で検討しないといけないと部会長さんが判断されれば、そのような機会があっても良いと思います。

基本的には、部会から上がったものを大事にして、審議会でまとめていくという方向で、今まで対応してきたつもりです。

(石澤委員)

そういう意味では、前回の市からの意見を部会に持ち帰ったことを前例にしないということでも了解いただきたいと思います。

(藤沢会長)

立浪委員さん、青木委員さんは、先ほど出た意見について、部会に持ち帰って、検討するということでしたが、いかがですか。

(立浪委員)

先ほどのことは、単なる言葉の問題ではなく、男女共同参画の理念に関わる部分だったので、私一人の判断では決められませんし、部会員の皆さんの意見をお聞きしたいと思い、

そのように申し上げました。

(藤沢会長)

青木委員さん、いかがですか。

(青木委員)

法的にどうかという部分もありますので、部会で、担当の河川課、森林整備課等の意見を聞きながら検討する必要があるという考えです。

(藤沢会長)

確認ですが、石澤委員さんがおっしゃった危険地域への居住制限というのは、別冊 63 ページの主な取組の①のところですか。

(石澤委員)

①の事例として言いましたが、全体のどこかに入れていただければ良いと思います。河川課と森林整備課だけではなく、都市計画にも関わってくるかと思います。

(藤沢会長)

今のように、お二人の委員さんの考え方がありますので、次回の、7月25日の審議会までに、作業部会で対応していただく方向でお願いしたいと思います。

他に、どうでしょうか。

都市内分権以外のところで、お願いします。

(井出委員)

別冊資料 14 ページの施策 041-01「効率的な行政の推進」のところで、施策の目標として「環境に配慮した事務事業を推進する」とありますが、効率的な場合もありますが、効果を期待する方が中心かという気がします。

行政の経営方針のところで、一般的に言えることなのですが、効果的なことと、効率的なことが、混同しているような傾向があります。例えば、効率的、効果的という記載があれば問題はないのですが、単に効率的という話になると、おかしくなります。

別冊資料 18 ページの施策 051-03「成果を重視した行政運営」のところでも、前段に効率化という項目があるのにも関わらず、主な取組の④に「組織の適正化・効率化を図ります」とあります。

例えば、効率と効果を同じ項目にするなら良いのですが、「効率的な行政の推進」のところに、効率以上に効果が書かれていたりするので、この辺の組み立てを、明確に整理した方が良いと思います。

(藤沢会長)

効率的に作業を進めることが、結果的に効果を上げるということもありますよね。

(井出委員)

そういう意味合いもあるので、そういった記載であれば、問題はないと思います。

ただし、他の項目が、効果のみを期待しているところもあるので、両方を期待しているのか、それともどちらか一方を期待しているのか、整理した方が良いと思います。

何を期待しているのか明確にしてから、項目を分けるといった組み立てが良いのではないかと考えます。

(藤沢会長)

今の質問に対して、何かございますか。

私は、効率的に事業を進めることが、効果を上げるのだらうという捉え方をしているので、違和感を持たないのですが、他の委員さんは、いかがですか。

(石澤委員)

効率的というと、切り捨てのような意味もあると思いますが、別冊資料 13 ページの基本施策 041「効率的な行財政運営の推進」の方針に、「最小の経費で、最大の効果をあげられる」とありますので、これを見ると切り捨てではないのだらうと思いますので、このままでも良い気がします。

(藤沢会長)

他の委員さんは、いかがでしょうか。

大きな目標を受けて、それを具体化していく中で、そういったことをしていく、という流れとして捉えさせていただいてもよろしいでしょうか。

#### 【異議なし】

それでは、第四次長野市総合計画 後期基本計画 施策の目標と主な取組 については、保健・福祉部会と防災・安全部会で再検討していただく内容もありますが、以上のとおり決定します。

次に、(3)第四次長野市総合計画 後期基本計画の目標(案)について、議題とします。

後期基本計画の目標については、前回の審議会で結論が出なかったことから、継続協議としたものです。

委員の発言を踏まえ、資料の一部を修正し、再提案がありますので、事務局から説明し



てください。

(事務局)

－ 資料集 資料3 20から21ページを説明 －

(藤沢会長)

ただいま、事務局から、第四次長野市総合計画 後期基本計画の目標（案）について、説明がありました。

今までの資料を見てみると、第四次長野市総合計画の冊子の8ページ、下から2行目に、「多様な選択肢の中から市民自らが決め、自信と勇気と責任を持って歩むことで、持続的に発展する地域を創造していく長野市でありたいと願います。」とあります。

9ページには、【都市像について】の「人と地域がきらめく」の項目に、①として「人」と「地域」は、人づくり・地域づくりの重要性を表すとともに、住民が主体となりいきいきとした地域を創っていく都市内分権の考え方や多軸的なまちづくりを表現しています。」とあります。

長野市では、この都市像のもとにまちづくりを進めてきており、市役所の組織には、「都市内分権課」を作って、昨年から本格的にスタートしたところですが。実際には、都市内分権によるまちづくりが、どこまでできるのか模索している状況ではないかと思えます。

ただ、委員の皆さんのお話を聞いていて、都市内分権の方向性については、重要だという認識を共通にお持ちだと感じています。

基本構想に掲げたまちづくりの目標（都市像）を具現化する時には、何が欠けているのか、何を強くしていかなければいけないのかという議論が必要であり、委員さんや、住民自治協議会の皆さんからの意見を集約して、後期基本計画の施策に反映していかないと、あと5年で都市像を実現していくことはできないと思えます。

後期基本計画に目標を立てることは、常に、そこに立ち返って考えられることから、非常に重要なことだと思っています。

その時にベースになってくるのは、まちづくりの方向性としては、現在市が進めている都市内分権が妥当なのではないかと思えます。

ただ、現実的な問題になると、一筋縄ではいかない部分もありますので、市の方で、その辺を十分意識していただいて、我々も、都市内分権について、地域住民が選択的にやっていくということを理解していかなくてはなりません。

先ほどの話にもありましたが、まだ人材が育っていない地区、高齢化している地区があるので、市が支援する体制を色濃くしていく必要があると思えます。

ご意見・ご質問があれば、お願いしたいと思います。

(石澤委員)

都市内分権は制度ですから、ある意味、法律で決まったことだと思います。法律で決まったことが、きちんと見えていれば良いが、良く分からないまま使うと、言葉が一人歩きする可能性があります。

資料集 20 ページの「(4) 自立した地域社会の形成」のところで、都市内分権という言葉ではなく、もっと分かりやすく、例えば「自分たちの地域は自分たちで考えるまちづくりを進め・・・」としては、なぜいけないのでしょうか。

「都市内分権」という言葉を使いたいから出てきたのではないか、と感じる人もいるような文言になっていると思います。

(小出委員)

都市内分権は、現在の長野市にとって一番重要な施策なので、このように言葉が出てくるのだと思います。

なかなか難しいのは、都市内分権がここに書いてあるいろいろな施策の土台であると言われると、これらをすべて都市内分権でやるのですか、ということになってしまいます。

今の長野市が目指している方向性が都市内分権だとすれば、都市内分権を表に出すのは決して悪いことではないと思いますが、この表現の仕方だと、少し苦しいと思います。

施策の全てに結び付かないものを、基底として、すべての土台であるとするのはきついです。

(中島委員)

私は、住民自治協議会の現場にいるので、多少ニュアンスが違うのですが、この後期基本計画の目標が示されることで、現場ではますます責任が重くなると受け取られた時に、どうなるのか心配しています。現場では、都市内分権に対応できるだけの力を十分に持っていないのではないかと感じます。

だんだん理想に近づいていけるようなプログラムが分かってくれば、納得できると思います。

長野市の目標として、基本的な考え方を示された時に、各地区の住民自治協議会がどのように受け止めるのか心配です。理解されるような補足を十分にしておくことが必要だと思います。

(小出委員)

もし「都市内分権を基底としたまちづくりを進める」という言葉をいかにすれば、ただ「基底としたまちづくり」とするのではなく、「住民が主体となってまちづくりを進める」といった言葉を間に入れると、少し分かりやすいのではないかと思います。この目標のままでは少しきついような気がします。

(中島委員)

中山間地域で生まれた人たちが、現在は住みやすい地域に住んでいて、中山間地域から離れてしまっている実態がたくさんあります。現在住んでいる地域と、自分たちが生まれ育った地域をどう考え、どう支えるのかということも、長野市民の責任として考えていかなくてはいけないと思います。

買い物でも、身近な商店から町場のスーパーや大型店に出て行ってしまって地域の経済は衰退し、新たに移り住んでくる人もいないといった状況があります。いわば、閉ざされていくとも言える地域をどう支えていくのか考えなくてははいけません。

都市内分権とは、長野市民が、長野市全域の責任を持つこと、全域のことを考えることを示した上で、今住んでいる地域の方向性を考えていくべきだと思います。

都市内分権により、置いていかれるところは、どんどん放置されたまま、分権が進んでいくのはまずいのではないかと感じています。

(石澤委員)

都市内分権の制度がきちんとできていて、市民がそれに馴染んでいけば、ここに書いても何も問題はないと思います。ただ、お話を聞いていると、まだ十分ではないところがあります。

都市内分権は、行政だけではなく、住民が自ら考えるまちづくりを目指しているので、素直に「住民が自ら考えるまちづくりを進めることで・・・」という文章にした方が良いのではないかと思います。

(藤沢会長)

今の意見は、都市内分権に代わる言葉として、「住民が自ら考えるまちづくり」とした方が分かりやすいというものでした。

都市内分権が市民にどれだけ浸透しているかは別として、長野市は都市内分権の推進に向け進んでいて、機構改革をして都市内分権課を作りました。本当に都市内分権が機能するのか、後期基本計画の目標に書くことによって問われることになります。

都市内分権がどういうものなのか市民に理解され、高齢化の進む中山間地域を支える行政の支援や取組がなされることが、都市内分権が機能する意味であって、全部を一律に支援することが都市内分権だとは思いません。

住民の生活を保障することが、行政の一番大きな役割なので、住民が、自分たちの地域の課題を考えて、地域をつくり上げ、どうしても自分たちでできないところは、行政が支援すべきだと思います。

その上で、地域ごとに何ができるのかということ、あるいは、地域ごとに何をすべきかということ、自分たちのまちづくりに使っていく、といった意味で都市内分権を理解していたのですが、市民にどのように受け止められるのか心配です。

目標に書くということは、行政が強い責務を負うことになり、市長が都市内分権について発言している以上、大きな責任を全うしますと宣言していることになると思います。

住民自治協議会は、ただ黙って市の方向性に従うのではなく、強く発言をしていかないといけないと思います。

私も、現場に携わって、模索しているので、理屈とは違って、体で感じる温度差は大きいものがあります。

(石澤委員)

別冊資料6 ページの施策 021-01 の項目に都市内分権について出てきますが、これは、「住民自治の推進」の下に位置づけられることになります。もし、長野市が都市内分権を積極的に進め、了解してもらいたいのなら、基本施策 021 に出てこなければおかしい話だと思います。

1つの項目を、一番上にもっていくのは、いかがなものかと思います。

(篠原地域振興部長)

第四次長野市総合計画そのものを貫く考え方として、都市内分権の考え方は構想の策定時に、すでにございました。

先ほど、会長さんから、都市像のお話がありましたが、第四次長野市総合計画を、平成17、18年度に策定した際に、10年後のまちづくりの目標（都市像）として、「～善光寺平に結ばれる～人と地域がきらめくまち“ながの”」を掲げました。

「人と地域がきらめく」の意味は、長野らしさ、人づくり、地域づくりの重要性を表し、住民が主体となっていきいきとした地域をつくっていくという、都市内分権の考え方や多軸的なまちづくりを表現したものです。

それを具現化し、効果的に達成するために、まちづくりの視点として、「視点1 パートナシップによるまちづくり」「視点2 「長野らしさ」をいかしたまちづくり」「視点3 健全で効率的な行政経営」の3つを掲げました。

都市内分権という言葉の定義はなかなか難しいのですが、第四次長野市総合計画の中でも説明をしております。

石澤委員さん、井出委員さんからお話がありました、分権については、国が地方自治体を対象に進める「地方分権」と混同しないようにするため、造語ですが「長野市版都市内分権」という言い表しをしております。

分権とは、財源も権限も移譲しなければ意味がないというご意見をいただきましたが、長野市としては、決して財源や権限を移譲することが都市内分権であると大上段に考えているわけではないことを、ご理解いただきたいと思います。

住民自治協議会は、住民自治を行う任意組織です。住民自治協議会は、地域で担ってきた活動をひとまとめにして、地域の実情に応じて柔軟に取り組んでいただくことなどを主

眼としています。

住民自治協議会の活動は、平成 22 年度に本格的にスタートしましたが、都市内分権により各種団体については全市一律に設立していただいていたものを、地域の実情に応じて再編することができるようになりました。地域において、どういう組織で、どういう地域づくりをしていったら良いか自由に考えることができるようになりました。これは、役員構成も同じことです。

あえて権限という言葉を使いますと、そういった再編をする権限を地域に移譲すると考えるものです。この再編に合わせ、今までは、対象分野を限定していた交付金を、まとめて「地域いきいき運営交付金」として、使い方を自分たちで決めて良いとしたことは、権限の移譲と言えます。

今現在、都市内分権という言葉が、38 万全市民に浸透しているとは、私たちも考えていません。ただ、平成 22 年度から各住民自治協議会が本格的に事業展開をスタートし、一括交付された補助金により予算を編成し、事業計画を立て、予算執行をしております。それを検証し、創意工夫する中で、平成 23 年度の予算を編成して、事業計画を立て、本年度も活動が始まっています。

住民自治協議会の代表の皆さんと意見交換をする連絡会でも、住民自治協議会の運営にかかる共通の課題というものが明らかになってきています。これらの課題を 1 つ 1 つ解決しながら、真摯に取り組んでいきたいと考えております。

先ほど、石澤委員さんが、スライド 3 の図をご覧になり、市内 32 地区の再編を進めることが望ましいというお話がありましたが、32 地区にはそれぞれの歴史があり、市が主導して再編をする考えはありません。

しかし、中島委員さんがおっしゃったように、地域の規模も、世帯数も違う中で、住民自治協議会の取組はまちまちであることも事実です。私どもは、32 地区にそれぞれ差異があって良いと考えています。

具体的には、篠ノ井地区を見ると、7つの地区委員会が活動をしています。それを、住民自治協議会がとりまとめるという形をとっていますが、他の 31 地区は篠ノ井とは必ずしも同じ形ではありません。

先ほど、6 部会の部会長さんから、施策の目標と主な取組の審議の経過についてのお話を聞かせていただきました。その内容は、地域の活動というものを尊重しながら、それぞれの施策を展開していく状況について、それぞれの部会でご審議いただいたことが報告されました。

私どもとしましては、第四次長野市総合計画がスタートした時点から、人と地域が主役になるというまちづくりの方向性をすでに示しており、後期基本計画では、前期基本計画の計画期間において、32 地区に住民自治協議会が設立されたことから、「都市内分権」という文言を使っていきたいというご提案をしていることをご理解いただきたいと思います。

都市内分権が、平成 22 年にスタートしてから 1 年を経たところではありますが、確実にそ

の取組は進展しています。

結論として、長野市としては、「都市内分権を基底としたまちづくり」という文言を使っていきたいと思っています。

(藤沢会長)

都市内分権を中心に、これまで議論いただきましたが、全体を貫く目標は、重要な意味を持ちます。

審議の予定時間が大幅に延長となり、大勢の委員さんがやむを得ない用事で退席されていますので、最終決定は、次回の7月25日にさせていただきたいと思います。

最後にきちんとしたものをつくるのが我々の仕事ですので、大変長い間協議をいただいているのですが、そのような形にさせていただいてよろしいでしょうか。

今の篠原部長さんのお話をお聞きしたことを踏まえ、次回決めていきたいと思っています。

(石澤委員)

次回で良いのですが、確認させてください。

長野市としては、「都市内分権」という言葉をどうしても使いたいということですね。

その場合は、「基底」ではなくて、「目指した」等の他の言葉でも良いのですか。

先ほどの話では、住民自治協議会に理解していただいたということですが、権限的にも、財政的にも、先ほど説明があった、その程度の権限移譲ということで、都市内分権を理解されているわけですね。

(中島委員)

一応そういう受け止め方になっていると思いますが、実態は、まだそこまで至っていないと思います。

(石澤委員)

地区によっては、もっといろいろなことをやれると捉えている地区もありますので、その場合の説明をきちんとしていかなければならないと思います。

(藤沢会長)

この問題は、地区によって、準備を始めた時期も違いますし、課題も違いますので、実際の捉え方も違うと思います。

いずれにしても、どのようにするかは、次回皆さんのご意見で決めたいと思います。

#### 4 その他

(藤沢会長)

次に、その他になりますが、事務局から説明事項等あればお願いします

(事務局)

今後の予定について、2点ご説明いたします。

本日、定型封筒に第3回総合計画審議会の開催通知をご用意しました。

次回の総合計画審議会は、7月25日(月)午後1時30分から、市役所講堂を会場に開催する予定です。

内容は、第四次長野市総合計画 後期基本計画(中間答申案)について、ご協議いただきたいと考えています。

次に、第4回総合計画審議会の開催について、お知らせします。

第4回総合計画審議会は、9月29日(木)午後4時から、開催することを予定しています。

内容は、第四次長野市総合計画 後期基本計画の中間答申を予定しており、市内のホテルで開催したいと考えています。

そこで、皆さまにご提案があります。

昨年7月からこれまで、審議会と作業部会でそれぞれ会議を重ねてきたわけですが、中間答申が計画策定における一つの節目となります。

藤澤会長から、これまでの皆さんのご慰労と懇親の場を設けてはどうかとご提案をいただき、中間答申のあと、開催してはどうかと考えているところです。

皆様の御賛同をいただければ、事務局で準備を進めたいと考えています。

「その他」については、以上です。

(藤沢会長)

ただいま、事務局から話がありましたとおり、9月29日に市長へ中間答申ができるよう、計画の策定を進めているところです。

審議会委員とそれぞれの作業部会にご参加いただいている部会員のご慰労と懇親の場を設けるには、良い機会ではないかと思えます。

本日、審議会の委員の皆さんに御賛同をいただけるようであれば、それぞれの皆さんもお忙しい立場にありますので、作業部会員の皆さんにも早めにお知らせし、事務局で準備を進めてもらいたいと考えています。いかがでしょうか。

【異議なし】

ありがとうございました。それでは、事務局で準備をお願いいたします。

以上で、本日の議事についてはすべて終了しましたが、全体を通じてご質問等があればお願いします。

(小林委員)

会議の時間ですが、最初に事務局の方から、2時間をめどに終わらせていただきたいというお話がありましたが、今日は、各部会からそれぞれ報告があり、都市内分権の内容で時間がかかるということを考えると、とても2時間では終わりそうもないと、個人的に思っていました。

委員の皆さんは、それぞれに予定がある中で参加されていますので、最初から3時間を予定するとか、時間がかかるということを明記していただければ、そのつもりでご参加いただけたと思います。

先ほどの懇親会の話ですが、皆さん、会議の内容が一番だとお考えだと思いますので、そこに一番時間を割いていただきたいと考えます。

(藤沢委員)

中身を考えて、時間の配分をお願いいたします。

それでは、本日の議事については、以上にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

以上で議事は終了いたします。

それでは、事務局に進行を返します。

(事務局)

長時間にわたり、ありがとうございました。

ただいまいただきましたご意見を踏まえながら、今後の審議会を運営させていただきたいと思います。

以上で、第2回長野市総合計画審議会を閉会いたします。